

原子力委員会 政策評価部会（第19回） 議事録

1. 日 時 2007年11月5日（月）13:00～15:00
2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、第2会議室
3. 出席者 近藤部会長、井川委員、伊藤委員、河瀬委員、末永委員、辰巳委員、
田中委員、新田委員、広瀬委員、松田委員
黒木参事官、牧野企画官、西田補佐、中島補佐
4. 議 題
 1. 新潟県中越沖地震を踏まえての御意見について
 2. 「国民・地域社会との共生」に関する報告書（案）に頂いた御意見への対応について
 3. その他
5. 配布資料
 - 資料第1号 「原子力委員会 市民参加懇談会 in 横浜」における御意見への対応（案）
 - 資料第2号 「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について」の報告書（案）に対する御意見
 - 資料第3号 「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について」の報告書（案）に対する御意見への対応（案）
 - 資料第4号 他領域の「ご意見を聴く会」における御意見への対応（案）
 - 資料第5号 原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について（案）
 - 資料第6号 原子力委員会 政策評価部会（第18回）議事録

(近藤部会長) 第19回の政策評価部会を開催させていただきます。

お手元に本日の配布資料第1号から第6号まで6点あると思います。ご確認くださいでしょうか。

さて、前回、9月3日の部会以降、9月13日から10月12日までの1カ月間、部会で取りまとめました報告書(案)について、いわゆるパブコメということでご国民の皆様の意見を募集いたしました。100件以上かと思ったんですが、そこまではいかず、残念だったんですが、事務局がそれを整理いたしまして、それに対しての部会の対応の案を作成しましたので、今日は主としては、それについてご審議をいただければと思います。

なお、先週、10月29日の月曜日に、原子力委員会は、横浜で市民参加懇談会 in 横浜を開催いたしました。テーマは、原子力～知りたい情報は届いていますか～「新潟県中越沖地震に学ぶ」ということで、柏崎の皆さん、皆さんといっても二、三人の方ですけれども、ご参加いただいて横浜市民と対話をしていただくという催しでございました。そこででましたご意見のうち、この報告書に反映すべきと考えるところについてはパブコメの一部として扱うこととすると申し上げたかと思いますが、そのことも含めて資料を用意していますこと、念のため、申し上げます。そういうことでよろしゅうございますか。

はい。それではまず、それらを含めて資料1から5を事務局から説明してください。

(黒木参事官) それでは、事務局の方から、資料の1から5までご説明したいと思います。

最初に、資料の性格というか、どういう資料かということについて説明したいと思います。

資料の1号が、ただいま部会長からお話がありました、先般、10月29日に市民参加懇談会で横浜で「新潟県中越沖地震に学ぶ」ということでテーマとしてご意見を伺ったということですので、それを参考にしてはどうかというものでございます。

資料の2が、パブリックコメントということで、1カ月間ご意見を伺ったことに対して出されたご意見そのもののもののでございます。

資料の第3号が、このご意見に対して報告書にどういう形で反映すればいいかということで、事務局の方でつくった案でございます。

資料の4は、現在までに政策評価部会、今回の地域共生に関する政策評価の前に原子力安全にかかわることと、平和利用にかかわることについて政策評価を行ってまいりました。そのたびたびにご意見を聴く会を開催したわけですけれども、その際にいただいた意見で、今回の地域共生、広聴・広報にかかわる意見についてまとめたものでございます。

最後に、資料の第5号が、報告書の形でそれを反映したものという資料立てになっており

ます。

それでは、資料の第1号であります。当日、ご意見発表者といたしまして、柏崎市の市民の方々、それから原子力耐震設計審査の専門家の方々、それから横浜市在住の方々等々から第1部でご意見をお伺いし、第2部でフロアの市民の方からご意見を伺ったという形になっております。

資料の1号、2ページ目を開けていただければと思います。

ここでどういう意見があったかということと、その対応案を記載させていただいております。

順に簡単にご説明いたしますと、1)で、防災行政無線やFM放送を通じて発電所の状況放送はあったんだけど単発であって、徹底した周知となっていなかったというお話でございます。これはもう同趣旨の記載は、既に報告書(案)にあるということでもあります。

2)は、情報公開については、原因や結果だけでなく経過も伝えることが重要だと、これも報告書に既に記載があるというところでございます。

3)については、国、自治体及び企業の担当者の任期が短く、相互のコミュニケーションの中から得た認識を風化させない仕組みが必要だということ、これは報告書にその趣旨を反映させるようにしたいと思います。

4)は、地域住民は事象の背景をも考えて、提言を発信すべきであると。その際、公開された情報を判断するための基礎知識を身につけることが重要だということは報告書(案)にはかなり記載されている点でございます。

5)であります。メディアはその影響の大きさ、自分たちが影響を及ぼす大きさを認識し、視聴者への信頼に足る報道に常に工夫と努力してほしいというところについては、報告書(案)に反映させたいと思っております。

6)安全運転が最重要であり、問題が発生したときにはその公の場できちっと議論してほしいという話は既に記載がございます。

7番目の原子力政策立案推進のためにもっと透明性を持たせてほしい、これについても同趣旨の記載がございます。

8番目、企業や国だけでなく、メディアや住民も含めた人たちが合意できるようなわかりやすい発信の方法をもっと工夫すべき、それから9番目、信頼を損なわないためには、情報連絡のスピード、正確さ、メディアとの関係が重要であるということについては既に記載がございます。

10番目、無知によりパニックに陥ると思うので、教育をしっかりしてほしい、これも教育についてはかなり記載があるところであります。

11番目、風評被害はなぜ起こるのか、その3つの原因としてマスコミの報道の仕方、都会の人々の原子力に関する知識の不足、住民の信頼の喪失ということを挙げておりますが、学校教育で原子力エネルギーの基礎教育を行ってほしいと。東電には、消費者との接触の場を活用して努力をしてほしいということがございました。これも既に記載されているところでございます。

12番目は、防災については予防が一番大事と。消費地の方は、立地地域の方々への感謝が大事と。感謝を持つ気持ちに関心を持つことになって、企業の危機管理を強化する最善の道につながるということがございます。これも記載があるところでございます。

13番目、放射エネルギーはベクレルという単位であらわされていて、もっと一般の人にわかるように工夫すべきだと。シーベルト、これが年間2.4ミリシーベルトという自然から受ける放射線量との比較などで工夫したらいいのではないかという話でございます。これは今回、少し報告書に反映させたいと思います。

14番目、健康リスクに関する判断でも、第三者的立場から、いち早く声明を出せるような委員会なり母体があってもよいのではないかと、これも既に記載があるところでございます。

15番目、メディアとの関係については、意思の疎通が図られるような日ごろの関係が大事だということ。

それから16番目、6、7号機で放射性物質の漏れという報道があったが、なぜすぐ防災無線等で放送しなかったかというご意見に対して、震災で混乱している中で、全く環境に影響のない、身体にも影響のない情報を繰り返し放送することはかえって混乱する心配もあるというお話がございました。これについても既に記載がございました。

17番目は、原子力に関する知識やそれから障害者への対応等についてのご意見がございました。

18番目は、原子力発電所設備などについて、展示や説明方法を工夫すべきという話がございます。

19番目、情報源は1つでは不足で、多重の発信を行うことが重要だと。防災無線だけでなく、広報車を回したりすることが必要ですということのところは、若干報告書に反映させていこうと思っております。

20番目であります、県、市、村ともに防災対策、災害対策で対応が大変だったときに、

一番冷静な判断ができる国が早い時期に報道の勇み足を指摘すべきではないかというお話がございました。これも報告書（案）に既に記載があるところでございます。

具体の反映は、また後ほどご説明したいと思います。

次に、資料の第2号であります。

ここでは、9月13日から1カ月間ご意見をいただいたところ、10名の方から複数のご意見をいただきまして、合わせて23件のご意見をいただいております。この資料は、いただいたご意見をそのまま順番に記載しているものでございます。

枝番の頭の方の番号が10人の人の数、枝番が複数のご意見をいただいた場合には、その番号を記載しているということでございます。この意見への対応が、資料の第3号に記載しております。

資料の第3号が、いただいたこの23の意見の取り扱いであります。

見開いていただきまして、1ページ目であります。最初のご意見で、PDCAのプラン・ドゥー・チェック・アクションの「D」の部分が、「ドゥー」の部分が抜けているものがあると。関係行政機関の主な取り組み状況を記載すべきではないかということでございます。これは後ほどまた報告書でご説明いたしますが、従前、関係行政機関がどういう形で活動していたかということは、報告書の本文に記載すると長くなるということで、先生方とも相談して資料の1の方に添付していたところでございます。やはりわかりづらいという話がありましたので、またもとの本文の方に転記したいというふうに考えております。

次のご意見、第3章に記載している「議論」に対して補足する必要がある場合は、「この意見に対するコメント」として記載すべきでございます。これはこの専門部会の場や、それからご意見を聴く会等でいただいた意見をそのまま記載しているわけでございますが、ただ明らかな事実誤認や追加の説明が必要なものについては、コメントという形で部会の意見をちゃんと解説すべきではないかということでございます。これも従前の政策評価部会では記載していたんですが、ちょっと見づらくなるということで外しておりました。ただやはりあった方がいいということで、今回、少し記載することにしたいと思います。

それから次のご意見で、国や事業者が主語となっているところは、内閣府とか研究開発機関なども入っているのではないかとということでございます。もう一度、その内閣府、研究開発機関ということ念頭に置いてちょっと見直しをしてみました。

次に、3ページ目であります。

第3章の透明性の確保、広聴・広報の充実に関してであります。

ご意見として、異常時の広報という観点¹が欠如していたことを記載すべきではないかという²ことで、これは部会の評価等として反映したいと思っております。

3.1.2、下線を引いている部分が反映をさせた部分であります³が、3.1.2は意見であります。国や事業者には、この観点が欠けていたのではないかと。必ずしも原子力施設の異常事象の発生時や原子力災害の発生時ではなくても、大規模な自然災害等があったためにそれらの発生が国民から疑われる場合にも、国民への情報提供等の適切な対応が必要ではないかということで、原子力災害が発生していなくても市民は不安に思うので、ちゃんと情報提供をすべきではないかという意見を書いてございます。

それを受けて3.1.3の評価のところ⁴に、国民への情報提供などの対応が行われるべきですと。それで異常時の広報というのを異常についての広報ということで、幅広く読めるようにしてはどうかと思います。

次に、4ページ目です。

ご意見として、メディアが公平性を保った報道をすることが重要であって、メディアの評価も必要ということです。これは部会の評価として反映したいと思っております。

まず3.1.2、ここはご意見を書いているところでありますが、さらにと⁵いうことで、異常の発生した場合におけるメディアの報道内容について、第三者を交えた事後的な検証作業を行うことも重要ではないかという意見をそのまま紹介したいと思っております。

それを受けて、3.1.3が評価のところ⁶でござい⁷ますが、部会としての評価として、さらにこのような情報などを踏まえたメディアによる報道も、国内外で適切かつ効果的に行われるよう、平素から備えることに特に努めるべきです⁸ということ⁹で、異常時が発生したときのメディアの報道が明らかになるように書いてみてはどうかと思います。

次に、5ページであります。

ご意見として、ここは原子力発電所についていろいろ記載しているが、放射性物質が通常時から出ているということについては、R I施設や研究開発施設も同じなのでということなので、原子力発電所等からの放射性物質というふうに正確にしたいと思っております。

次のご意見ですが、人間は常に自然界から放射線を受けているという基礎情報、これは立地地域住民だけじゃなくてすべての国民に対してやはり知っていただきたいということで、これについても反映したいと思っております。まず、立地地域住民を初めとするすべての国民に実感してもらうための工夫も講じるべきです¹⁰というふうに提言を変えたいと思っております。

次の6ページですが、ここでは平常からPR活動が必要であるが、特に異常発生時につい

ては避難であるとか早急な情報の発表とか事業者の説明、さらには国、事業者が連携しての尋問に答える窓口の設置が必要ではないかというご意見であります。この点についても反映したいと思います。ここでは部会としての提言のところの③国民の目線に立った異常時の情報発信と評価の公表というところに、放出等に関する情報や、避難などの対応が必要ない旨の情報についても発信が求められますということを加えております。

6 ページの一番下であります。「異常時 110 番」の担当者の選定についてであります。これは核協会等で異常時 110 番というようなものを設けたらどうかということに対しまして、その場合、担当者、どういう人が受けるのかという人選が重要ですよという話がありました。これに対しまして、対応策として、なお、そのような担当者、国民から十分に信頼されることが必要ですから、どのような人材が適切かを十分に検討した上で慎重に選定を行うことも重要ですよというのを加えたいと思います。

次の 7 ページのご意見であります。受け手側がどういう情報を望んでいるかということ把握しながら、「安心」を実感してもらえよう情報提供に努めることが重要だというご意見をいただきました。これにつきましては、趣旨を反映するとしまして、②のところ、一般国民がその説明を「安心」して受け入れるためには、幾つかの要件が必要ですよということに記載し、一般国民に安心して受け入れられるよう努力することが重要ではないかという意見を加えたいと思います。

7 ページの一番下のご意見ですが、こういう柏崎の地震があった今こそ資源について国民に意識調査をしてはどうかというご意見でございました。それについては、8 ページ目に書いておりますように、このご意見のところに加えたいと思います。ここではエネルギーや原子力に関する様々な意識調査の結果、広く収集・共有し、多面的な分析を試みることを奨励すべきと。関係行政機関は、その活用をすることも考慮すべきと。原子力発電所が停止している今こそ国民の意識を把握するべきではないか。無関心層も含めて調査対象者を抽出するなど、統計的により正確な実態を把握するように手法を工夫するべきであるというご意見を意見として加えてはどうかと思います。

次のご意見ですが、これは言葉の正確性ということで、実態調査のところを国がその実態をということで、主語等を明確にすべきだということでございます。反映させたいと思いません。

次に、9 ページのところに、学習機会の整備・充実に関してであります。

その最初の意見ですけれども、教育支援や生涯学習の多様化などに対する提言について、

対等に示している以上のことが見えない、関係各者の具体的取り組みにかかわる具体的成果の評価をしてほしいということで、評価をもっと綿密にすべきではないかということでございます。

報告書（案）には、既に一定の評価は記載しているところでございますが、さらに追記して下線にあるような部分を加えたいと思います。国の支援事業について認知度が低く、十分に活用されていない地域もあるためということで、そういう地域についてはということを加えてはどうかということです。

次のご意見でございますが、基礎情報の共有について、報告書に記載している「技術に伴うデメリット」を示す際には、メリットと合わせて示すことが必要だと。ニュートラルな対応が、結果的に原子力への国民の信頼につながりますということでございます。

これにつきましては、提言の部分を10ページの上の方に書いていますように修正したいと思います。広報活動や教材の作成において、原子力の利用のメリットを示す際には、そのリスクなどのデメリットと合わせて示し、メリットとデメリットを総合的に考えた結果、意見交換が行うことができるということが重要だと。そういうことによって、中立的な対応が、結果的に原子力への国民の信頼にもつながるものではないかというご意見を加えた上で、提言のところ、3.2.5のところは提言の部分になりますが、ここにメリット、デメリットということを明記してはどうかと思います。

次に、ご意見ですけれども、基礎情報の共有について、原子力施設に——原子力発電所の意味だと思いますが——に絞る必要はないのではないかと。農業、医療、工業分野での原子力の利用や放射線の利用など幅広く理解の増進活動を求めるべきというご意見がございました。

ここでは、その意見を反映しようということで11ページにございますが、11ページの一番上の3.2.1、ここは意見のところですので、その意見をそのまま記載し、3.2.5の提言のところ、さらに農業、医療、工業分野などにおいて原子力や放射線を利用する事業者及び研究開発機関に、理解増進活動などについて協力を求めるべきですということで、幅広い協力の要請を記載してはどうかと思います。

次のご意見ですが、教育のところ、霧箱を小中高校に常設することを提案ということで、意見の中に明確に記載したいと思います。

次のご意見が、一番下の英国ビジターセンターで広報施設で工夫のよい例として挙げられているが、日本にも同様の工夫があると思うので、議論の補足が必要であるというところで

ございます。

これにつきましては、12ページであります。⑨、従前より書いておりました原子力科学館などの原子力コーナーに関しては、例えば英国の原子力ビジターセンターでは展示物をゲーム形式で議論を促すことで理解しやすくなっていたと。これに追加して、原子力推進反対の両面の意見を紹介しているなど、海外にもよい工夫の例があると。我が国にも同様の工夫を凝らしている施設もあるが、国内のみならず、海外の事例も参考として、常に展示内容の充実に努めというふうに記載してはどうかというところでございます。

我が国にも同様の工夫を凝らしている施設というのは、事務局が必ずしもちょっとすべての広報施設は承知しておらないところですが、こういう工夫を、議論を促すような工夫がなされた施設もあるのではなかろうかというちょっと推測的なところがありますので、これは何かございましたらご意見をいただければと思います。

次のご意見、学習する機会をもっとふやすことが必要ですということについては、これは報告書にいろいろ記載がございまして。

13ページの最初の意見ですが、原子力政策は国の役割であって、国が責任を持つべきとの意見に対する評価がないのではないかとこのところでございます。これは対応したいと思ひまして、3.4.1の②、ここはどのような意見があったのかということを書いているところでございますが、国みずから立案した政策についてPDCA活動を展開していくことが、信頼の獲得には重要であるという趣旨の意見をそのまま記載しようと思ひています。

それに対する評価のところは3.4.2に記載してございます。ここは言葉を加えるということで、国が原子力政策の推進について前面に立つ姿勢が出てきていることやこののを追加したいと思ひます。

最後の3.4.3のところは提言の部分でございます。今後も、みずから立案した政策にかかわる実施、評価及び改善活動を地方自治体の参加者も得つつ、責任を持って行い、その結果を広く国民に示していくことが重要であるというのを加えたいと思ひます。

14ページのご意見ですが、柏崎を世界にどう貢献させるかというビジョンを掲げて、世界に手本となるようにすべきだということでございます。これに関連する部分はかなり記載があると思ひますが、3.5.4の提言のところ、追記ということとで、さらに、海外に向けた情報発信を行い、情報交換を行っていくことも重要であるということを加えたいと思ひます。

次のご意見ですが、地域振興ビジョンについて、「地方自治体みずからが具体化する」こ

とが前提だということをさらに明確に明記すべきだということでございますので、15ページの一番上に書いておりますように、その旨、明確に書くようにしたいと思います。

それから15ページの意見であります、「地域の尊重とビジョン実現に向けた積極参加」という③の部分と、「研究開発機能を活かした地域共生」、⑤というこの提言に書かれているこの2つの部分が重複しているので、カテゴリーを1つにすべきということでございます。ここでは、特に⑤については、研究開発機関に対しましてその特性を踏まえて地域共生に努力してほしいという趣旨を書いておりますので、そこは誤解がされないよう、下線に書いています研究開発機関ならではのというわかりやすく少し修文したいと思います。

次のご意見ですが、既存の立地地域の成功例などについて積極的な情報発信を期待すると、これは部会でも議論があったところでございますので、報告書に記載されております。

16ページの上であります、これは安全性そのもの話です。伏在活断層の調査を徹底的にやって安全性を確かめるべきだと、その結果によって原発の廃棄・移転なども考えるべきということでございますので、ここでは対応としては、まず報告書（案）には、原子力の安全確保なしには立地地域の共生はあり得ないということが原則でありと、その旨を記載しておるといってご回答しようと思っております。

次のご意見ですが、事故が起きたときの雇用形態の話と、国の損害賠償のシステムについて書いてございます。これについては、原子力損害賠償に関する法律があるということと、従事者に対する手当については、事業者が責任を持って検討すべきだということでご回答しております。

なお、報告書（案）の方には、若干この関連の部分の解説を加えております。

17ページ、最後、まとめの部分です。まとめの部分で、大綱が示している基本的考え方には、異常時の広報という観点の欠如していたということは明白だから、大綱の次回策定時には、異常時の広報について追加するということを報告書（案）に明記すべきじゃないかというご意見をいただきました。

部会のまとめといたしましては、まず、原子力政策大綱には、異常事象についての情報などについて記載がございます。その異常事象についての情報が迅速かつ正確に発信すべきであり、公衆や作業者の健康リスクに対する当該事象の重要度を付すことが望ましいというような記載がございます。

ということも踏まえつつ、第4章まとめにおいて追記してはどうかというところでありま

す。第4章のまとめの部分、大綱自体の変更は必要なものではありませんと。後に、ただし書きで、異常時の広報や情報発信については、必ずしも原子力施設の異常事象の発生時や原子力災害の発生時ではなくても、大規模な自然災害等が生じたためにそれらの発生が国民から疑われる場合にも適切な対応が重要であることには、留意が必要ですということを特記したいと思います。この点については、先生方、ご意見いただければと思っております。

さらに、一番このまとめの最後のところに、大綱の改定の検討を行う場合には、今回の報告書の提言について改めて取り上げて十分に検討して、適宜、反映させていくことを期待しますという部会の意見を加えてはどうかと思います。

次の18ページであります。その大綱が10年程度を一つの目安となっているにもかかわらず、これは10年後と解釈されるのかということに対しまして、大綱については、10年間を見通した基本的方向性を示すものですが、10年ごとに改定すると定めたものではありませんということをご回答したいと思います。

続きまして、資料の第4号についてご説明いたします。

この資料の第4号は、今までの政策評価でいただいた意見ということで、昨年6月に政策評価として原子力安全行政のレポートを出す際に、ご意見を聴く会を開いてございます。その際にいただいた意見として、一番上のご意見ですが、原子力施設の見学について保安院の保安管理の徹底について拒否の理由になっている撤回を要求するという意見がございしますが、この趣旨は、従前は原子力発電所の中に一般の人々も見学できていたわけですが、核物質の防護などテロ対策も踏まえて施設見学できなくなった、これについては考え方を変えるべきではないかという意見をもらったこと。

それから、2ページ目でございますが、現在、原子炉主任技術者試験ぐらいしか専門家と市民の間の知識レベルを明確にするものがないので、さらに公に認定できるような体制も必要ではないかという意見をいただいておりますので、これは報告書の方に反映したいと思います。

ちなみに右の対応(案)のところに、「反映。「3.2.1⑩」において、」と書いておりますが、これは⑩の間違いでございますので、すみません、⑪のところにこの意見が書いてあります。

それから、3ページ目については、平和利用の担保の際にも政策評価部会で関連する意見をいただいておりますので、参考までに記載してございます。

これらを踏まえまして、資料の第5号が今回の報告書の案であります。

見開いて4ページ目までは変更ございません。5ページ目に、報告書（案）に対する意見募集及び報告書の取りまとめということで、1カ月、パブリックコメントと、その結果、得られた23件のご意見を踏まえて報告書を作成しましたということ。

それから、この際、市民参加懇談会 in 横浜でいただいたご意見なども参考にしましたということを付記してございます。

次に、6ページでございます。

6ページの上の赤い下線の部分についてはご意見でいただいたところで、要は事実誤認や説明をさらにした方がいいものについては、単なる意見を書くだけではなくて、部会としてのコメントを注記しますということを記載してございます。

3.1 透明性の確保、広聴・広報の充実ということで入ります。

7ページであります。なお、何も右端にご意見等で四角で書いていないものについては、先生方のその後いただいた意見とかを適宜反映しております。

③のところ、すぐに出てきましたが、この意見に対するコメントということに記載したいと思います。

それから、トラブル発生防止等新潟県中越沖地震についての意見でございますが、これに対して経産省保安院における調査対策委員会が設置されて、各種の対応が現在検討されていますという事実関係を明らかにしたいということで、コメントを付記してございます。

8、9ページは変更ございません。

10ページについてでございますが、10ページの下の方ですけれども、これまでのパンフレット等広報事業についての成果については、必ずしも国民にどの程度理解させてほしいのか、最終的にどこを目標としたいのかなどの認識があいまいなのではないかと。何を広報事業に期待しているのか、対話等によって丁寧に把握するよう努めるとともに、情報を受け取る側の立場に立った評価を行うべきだという話と、11ページの上を書いてございますように、これらの事業の成果が出てから改めて、原子力委員会においても政策の基本的考え方について評価作業を実施してはどうかというご意見をここに記載してございます。

なお、右方のご意見No. 8-1とかということで書いているものについては省略させていただきます。11ページの一番下に市民懇、先ほど説明した趣旨反映ということ言葉を言葉として、その際、防災無線に加えて広報車も活用するなど、地域の状況に踏まえた上での対処法を検討するということが望ましいということ。

さらに、新潟の地震での教訓を踏まえ、海外メディアに対する迅速かつ正確な情報提供や

複合災害によって事業者の情報発信機能が低下した場合の措置等も検討するべきではないかというように記載しております。

12ページは省略いたします。

13ページは、上の方は既に説明したところでございますが、⑰、⑱が市民懇の意見を踏まえて、マスメディアは、みずからが及ぼす影響の大きさを認識し、視聴者への信頼に足る報道に常に工夫と努力をしてほしいという話や、国等が原子力施設からの放射性物質の放出に関する情報を国民に発信する際には、年間1人当たりの自然放射線量との比較で示すなどの工夫が必要であるということを記載してございます。

それを受けまして、3.1.3の評価のところでございますが、この真ん中あたり、さらに少し詳しく書いております。国民の理解度や広報に対する要求など現状を丁寧に把握し、広聴・広報活動が目指す状態との乖離を意識するようにするなどを取り組みに反映させていくべきですということを書いて、特に関係省庁は、原子力の広聴・広報事業について現在見直しを図っているところですので、原子力委員会には、今後も、これらの事業にかかわる各省庁に自己評価の結果までを注視し、必要に応じて提言を行っていくことを期待しますということを加えてございます。

あとはご意見の反映のところは、14、15ページ、省略いたします。

16ページもご意見の反映のところでございますので省略いたします。

17ページから、3.2の学習機会の整備・充実であります。

18ページのところでございますが、ここでは③と④の後段は新たに加えております。③では、原子力に関心を有していない層の取り込みについても挑戦し続けるべきではないかというご意見、④については、原子力に関する国民的な議論が長期にわたって継続し、そのエネルギーや原子力について学校教育へ組み込もうとする取り組みが必要なのではないかというご意見を書いてございます。

19ページは、既にご意見への反映で説明したことでございます。

20ページ、21ページは省略いたします。特にご意見は変更はございません。

22ページのところに、この意見に対するコメントというのを新たにつけております。ここは先ほどの施設見学等が従前よりしづらくなったことに対して、事実関係をコメントで書いております。ここでは、2003年3月に保安院がイラク情勢が緊迫したことを踏まえて、施設内の状況監視の徹底や入出者の管理の徹底を指示した文書というのを出していますと。しかしながら、事業者には核セキュリティの強化を第一義としつつ、最大限可能な範囲で

見学が行われるよう引き続き検討と試行を続けることを期待しますという我々の期待と、それから行政機関が、専門家の知見も活用しながら適宜この活動に協力することを期待しますという記載を加えてございます。

23ページについては、先ほどのご意見への反映のところでございます。

24ページは変更ございません。

25ページにつきまして、関係機関の議論ということで⑤が新たに先生方の意見で加えております。ここでは、原子力委員会より広く国民参加をすべく市民参加懇談会において原子力の政策決定過程における情報共有や国民参加のさまざまな手法を試行し、有効性を検証してみてもどうか。その際、海外の同様の制度なども参考になるのではないかというご意見を加えてございます。

25ページの下の方は、国という言葉がありましたので、下が明確になるようにしてございます。

27ページから、国と地方との関係でございます。

28ページ、29ページは既に説明、30ページも既に説明。

31ページから、立地地域との共生についてであります。

32ページのところで原子力施設での補償の制度の話であります。この意見に対するコメントというところで、原子力損害賠償法に基づいて損害賠償をする制度がありますということを紹介しております。

33ページです。⑥のところで、電源三法交付金は用途が限定されているので、一般財源化すべきでないか。それにもこれに対するコメントが加えてありまして、電源三法交付金制度の趣旨を書いております。その上で、効果的かつ効率的な交付金制度とすべき見直しを関係行政機関は図ってきているところであって、各地方自治体が創意工夫を生かして申請するハード・ソフトの事業に対して交付金による支援を進めていますという現状の紹介を記載してございます。

⑧について、ここでは地域共生について、福井県や茨城県などの具体的な取り組み例を示しつつ、地方自治体がビジョンを策定するなどの努力を図っていること。あわせて国、自治体等が予算を捻出するなどの対応を図っているということ、その目的に向かって努力していると書いてございます。

続きまして、34ページについては、市民懇でのご意見を反映して書いています。

35ページですが、ここで原子力利用の必要性や安全性に関する相互理解活動を進めるこ

とを大前提とした上でということ、位置づけを明確にした言葉を入れております。

37ページは、ご意見への反映、38ページについては、一番上の④のところですが、これも同じように、国が十分な相互理解活動を行うことを大前提としてという言葉を加えております。

39ページ以降にまとめであります。ここでは、各章に書かれていた提言をちょっと今まで透明性の確保、広聴・広報の充実ということで、柱書きだけで非常に簡単に書いていたところをそれではわかりづらいということで、少し簡単に提言をそれぞれの章から取ってきて要約するような形で書いてみました。

最後に、附属の資料として、43ページのところに政策評価部会に関する報告書の意見募集の話と、それから本日の部会についてを加えております。

以上、全体の説明であります。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それではこれらをご審議いただくわけですが、資料1から4までについてはいわば経過報告でございますので、ここでは主として資料5の3章以降についてご審議をいただきたく存じますが、それでよろしゅうございますか。

はい、そういたしますと、今日をできれば最終回にしたい、各節ごとにご議論いただくのがいいかと思っておりますけれども、勿論、ご都合で早くに退席される方には前後を問わず、ご発言下さって構いません。

まず3.1ですが、いかがでございましょうか。はい、河瀬委員、どうぞ。

(河瀬委員) ありがとうございます。

私は特に地域社会との共生、立地地域のいろいろなことに対しまして今までもお話をさせていただいておったんですけれども、今回、予想もせぬといいますか中越沖地震が発生いたしまして、私どもの仲間であります柏崎、また刈羽村などが、大変大きな被害を受けました。また、原子力発電所もあるということで、報道もいかがかなというふうに思ったところもあるんですけれども、大変ショックを受けましたし、私も現場を訪問させていただきまして、いろいろ状況も聞いてきましたけれども、よかったなと思ったのは、やはり守られるべきは守られたなという一つの思いは実はあるわけでございます。そういういろいろな、特に被災をされた皆さん方というのは一番よくその状況を知っておりますので、そういうお話を早速横浜の方でも聞いていただいて、いろいろな意見を吸収していただいた、大変ありがたいことだというふうに思っております。

今回、お話を聞かせていただきましたけれども、極めてよくまとめていただいたなど。いろいろな意見も十分取り入れられた内容になっておりますので、私といたしましては、大変いい報告をいただいたなというふうに思っているところでございます。大体よしかなというところで意見にさせていただきます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

辰巳委員。

(辰巳委員) すみません、私も2時ごろには退席させていただきたいと思っておりましたので、先に申しわけございません。後ろの方ですが、国と地方との関係というあたりで、40ページですね。国と地方との関係でまとめられているところです。国の役割というのを何か美しくは書かれています、さらに具体的な内容がこの中に入るといいのかなと思います。例えば、原子力委員会の役割などももう少し具体的に書いていただく。それで提案ですが、今、女性知事がたくさんいらっしゃいますので、女性知事とのミーティングを定期的で開催していくといった、そういうふうな目玉がここに入るといいかなと思いました。

パブコメの中のご意見にもあったと思いますが、国と地方との関係の中で、立地地域と国との関係は結構綿密にとかいろいろなさっているようですが、まだまだ都会の人たちの知識不足や、無関心さというのもコメントをお読みになった中にもあったと思います。そのあたりを重点的に今後やっていくべきというときに、今、申し上げた東京や大阪、東京は違うけれども大阪だって女性の知事です。千葉もそうですね。立地地域ではないところの知事ももっとコミュニケーションしていくという目玉として、たまたま女性が多いということで女性の知事とのミーティングをやるという具体的なものが入っていると、今後の方向が見えると思えました。

(近藤部会長) ありがとうございます。

女性、男性という表現を使いますと、物議をかもすのですが、高レベル放射性廃棄物の処分場の立地にかかわる活動を始めてみて、原子力関係者が等しく感じていることは、原子力施設が立地、所在していない自治体の皆さんとの間でコミュニケーションチャンネルを持っていなかったし、対話する作法すらお互いにできていないということです。そして、これはおかしいというふうに認識し始めたところと思っていますので、ご提言の趣旨はよく理解できました。その趣旨のことはどこかに問題提起し、かつ提言のところにあったようにも思うのですが、精査して、前向きに取り扱うように、させていただきますと思います。

どうぞ。

(広瀬委員) 私もちよっと早く退席させていただくので、申しわけないんですが、私は早速に今意見はないんですが、大変よくまとめていただいたと思っております。やはり今、部会長がおっしゃったというか、辰巳委員がおっしゃった立地地域以外のところとのコミュニケーションというあたりを、そこを何か原子力委員会の一つの仕事というふうにしてもいいかなという気がしております。

(近藤部会長) わかりました。ほかにお急ぎの方はいらっしゃいませんか。

それでは、よろしければ、最初のところ、3.1 透明性の確保というところ、6 ページから16 ページまでですけれども、この部分につきましてご意見をいただければと思います。

どうぞ、末永委員。

(末永委員) 全体では特に大変よくまとまっていて、そこもそうだと思うんですが、ただ若干、特に14 ページ以降、3.1.4 ですね、今後の進め方に関する提言で、柏崎刈羽の問題があったせいかどうか、異常時に対する問題ばかりが提言としてずらっとあるんですね。1、2、3、4、これ、かつてはこれはこれでよろしいと思うんですが、例えば14 ページの評価のところの赤字でつけ加えられた部分、この辺を反映してちょっともう1個ぐらいできないかというふうな気がいたします。例えば国民の理解度や広報に対する要求と云々かんぬんとありますが、これらを生かしながら、提言としてもさらにきめ細やかな、これまで以上にですね、そういう地域ニーズをとらえた広聴・広報活動はすべきであるぐらいのことはやっぱりもう一度繰り返しになりますが、つけ加えた方がいいんじゃないかという気がいたします。

実は卑近なことを言いますと、ついわずかこの1週間ぐらいの間で、実はあることでちよっとそういったことを経験いたしました。青森で、あるシンポジウムが資源エネルギー庁のお金をつかってやるんですが、資源エネルギー庁のやりたいことと我々の受けとめ方がかなり違うんですよ。それでぎくしゃくしたこともありますので、もう一度この辺を生かしておいていただきたいというふうに思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。

この報告書は、政策大綱にうたったこの分野にかかわる基本的な取り組みの考え方について示し、それについてはよく取組がなされていると評価すると、それを引き続ききちんとということを書き加えるわけにもいきませんので、この提言のところには出てこないんですね。プラスアルファについてのみ書いてあるのです。例えば、今回の中越沖地震はそれ自体異常でもあったんですけれども、一方で原子力の専門家と市民の間の異常事態に対するパ

一セプションギャップというものが非常に大きくあったというところが、広報においてさまざまな準備不足を露呈したという反省があって、そこにこだわって新しい取組をと書いているんです。しかし、こう書きますと、おっしゃるように、すでに地道に行われている活動がちょっと見にくくなる。という書き方なので、これをどうしようかと前から悩んでいるんですけども、この書類の持つ意味合いを正しく理解していただくことはとても重要だと再び認識したところ、工夫させていただきます。また、ご指摘の国と地方の考え方の違いについては、いろいろなところで取り上げていると思いますが、基本はよって従って、意見交換を重ね、相互理解を深めていくべしという大原則を確認することとしてあると思います。

ありがとうございます。

頁を開いたついでということで、私から発言をさせて頂ければ、14ページの3.1.3の評価の最後の、寄せられた多くのご意見へに基づく評価を記載している文章は非常にわかりにくいので、直したらと思います。さらに、続いての、このような情報等を踏まえたマスメディアによる報道も、国内外で適切かつ効果的に行われるように、平素から備えることに努めるべきという文章ですが、備えるのはだれだと、どういうつもりで書いているんだと質問されると思うんですね。マスメディアに備えろというわけにはいかないので、これはマスメディアの報道がちゃんとなされるように普段からだれかが何かしとけという言い方でしょう。要すれば、誰に何をせよと言っているのかがよくわからないので、修正したいと思いますが、よろしいですね。

どうぞ。

(田中委員) 細かい点なんですけど、12ページの霧箱、入ったのは構わないんですけども、霧箱等ぐらいにしておかないと。

(近藤部会長) そうですね。ただ、ここはご意見なので、いいかと思ったのですが。

(田中委員) ご意見なんです。

(近藤部会長) 霧箱というと、大体あの先生と思いたる人がいる意見ですから、まあいいでしょう、悪くはない話なのでねとおもってそのままにしてあります。

(田中委員) 悪くはないんですけど。

(近藤部会長) はい、修正しましょう。

(田中委員) それから13ページの⑩のところ、自然放射線量との比較で示すというか、随分いろいろな工夫を実際はやっているんですね。だから確かに情報発信の意味で十分に理解できているかという意味では問題はなしとは言えないのですが。

(近藤部会長) ご意見があれば、コメントを書いていたいただければいいですよ。

(田中委員) そうですね。

(近藤部会長) そういうことです。

(田中委員) なお一層の工夫は必要だと思うけれども……。

(近藤部会長) 現実には、例えばサイトには線量の表示計があったりして、毎日そのそばにいる人は少なくとも自然放射線の線量はどのぐらいだということを知っている人はいるわけですよね。だからこんなこと、いまどき言われる筋合いでもないやと言いたくなる人もいるかもしれない。ただ、おっしゃるように、国民全体がみんな知っているかというところでもないところ工夫せよといわれれば、それは正論。でもいろいろ苦勞しているとすれば、それを伝えることも重要ですから、ぜひコメントを用意してください。専門家として。

(田中委員) 16ページの学会110番のところ、最後に赤で追加されているんですけども、何か余分なような気がするんですが。

(近藤部会長) せっかくパブコメでいただいたご意見ですので、それを生かそうということで、事務局が苦吟した結果ですが、それは、自己責任の世界ですから、書かなくていいじゃないかという気はしています。どうしますか。伊藤委員。

(伊藤委員) 私も確かにそういうのが異常時に準備されているといいと思うんですが、これをどう機能させるかということで、適切な人もさることながら、これは学協会がこういうときに適切に機能してくれるためには、まず第一線の情報が的確にそこに伝わっているような仕組みを、これをやっぱりちゃんとつくっておかないと、待機している人も情報がなくちゃまともにならないということですから、そういうことを含めて、こういうのを機能するような仕組みをよく整えることが大事ということは書いておくべきじゃないですかね。

(近藤部会長) でも、詳しく書き過ぎているんですよ。これは案としてぽんと投げかけることに意味があるので、軽くしておきましょう。

井川さん。

(井川委員) それについては、これはやっぱりただ情報はちょっと無理なんじゃないですかね、それは情報はちょっと無理で、少ない情報で一定の幅で判断をしていただくのが専門家なので、全部情報があったら別に専門家に聞かないだろうというのがあるので、やはりそこは少ない情報でこの件はどう考えたらいいかというのが多分専門家に対する我々メディアの要望なんですよ。全部わかったらあえて専門家に聞かなくても。事業者において適格に対応するだろうから、そこまで要らないと。つまり既に問題が起きているのは、不十分の情報の中

でどう行動をしたらいいかというときに、右往左往していたことになっちゃうというのが過去の不幸な事例ではないかと。それを踏まえると、やはり的確な対応をつくって検討してもらいたいぐらいのことにして入れておくべきなんだろうと。やはり人材育成なり体制なりをつくってもらわないと、これやらなくてもいいという説もあるんでしょうけれども、学会は専門家の方には、論文書いて研究して地の分野で貢献したらいいんだという先生ももちろんおられることも重々承知だし、メディアのあほに話すような立場じゃないという先生もおられるだろうし、いろいろな方がおられるだろうけれども、しかしながら、学の分野のやはり社会的責任というのはいまや無視できないものでもあろうかということで、検討してはいかがかという程度で入れておいていいと思いますよ。

(伊藤委員) 私が申し上げたのもそういうことで、それをやるためには仕組みをちゃんとやるというのは、多分何の情報もなしにはやるわけにはいかないし、ですから、日ごろからそれについてよく知っておくということも大事だし、こういうことですよ。

(近藤部会長) はい。この件はこのくらいにして、その他、松田委員、どうぞ。

(松田委員) 13ページの⑭、⑮、⑯というところが、国民の目線から見ても一番今後充実してほしいところですが、それを受けた形で16ページに、さらっと、「経産省が2007年度にする国からの情報提供事業等の事業の成果を今後、関係省庁の間で適宜に十分に共有する」というふうに書いているだけで、システムとしてどう機能していくのかということは書き込まれていないという気がします。経産省の中にも原子力広報課もありますし、立地調整のセクションもありますし、どこが主体的な役割をすると書くのか、具体的にセクションの名前は出ないとしても、国としてはもっと明確に進めていくということが見えてこない、単に国からの情報提供の事業の成果とくくってしまうのは余りにも具体性がなくて、大切な議論のポイントが、今後、本当に施策として明確に実施されていくのかどうかということが気になりますので、そこを書いていただければと思います。

(近藤部会長) 今日は最終回ですから、具体的な表現を言っていただければこの場で検討しますが。

(松田委員) どこのセクションがどういうふうにするのかまでは議論していなかったので書かないのではないかなと。

(近藤部会長) 宛名人については、何課何室がやるべきという必要はありません。

(松田委員) 書いておけばちゃんとやっていただけるんですよ。

(近藤部会長) やっていただけるかどうかは、原子力委員会の提言が行政責任を感じている人

の胸にどれだけすんと落ちるかということできるものであって、あんたこれやんなさいということできるわけではないと承知しています。

(松田委員) わかりました。

(近藤部会長) ほかに。

どうぞ。井川委員。

(井川委員) 13ページの⑩というところなんですけれども、これはご意見なので余りごにゃごにゃ言うのはさっきのあれで怒られちゃいそうなんです、マスメディア云々というのは、視聴者だけになっているんですね。恐らくこの発言の趣旨は、テレビだけじゃなくてきっと新聞もいっているだろうから、これ僕が入っているんですね、新聞を意図的に外したと誤解されると困るので、ご趣旨を踏まえて、できれば国民へのとかにしていただければと。

(近藤部会長) はい、整理します。他に。

どうぞ。伊藤委員。

(伊藤委員) 15ページの②ですね、一番下の3行、このような局面で想定されるメディアと社会の反応をあらかじめ検討してと、あるんですが、何かメディアに大変失礼のような気がします、要は常に迅速、正確に情報をメディアにも届けることが結果的に誤報だとか、あるいは場合によると反応を検討しなきゃいけないような事態を避けることができるということで、むしろ素直に書いた方が、多分そういう意味だと思うんですが、前段はそう書いてあるんですね、実際、そういうことが正しく伝わるように日ごろからよくやりなさいと。メディアに対してはこういう書き方になっているので、いかがかなと。

(近藤部会長) 書き過ぎていますね。あれはどこいったかしら。これに関しては、例の六ヶ所村でやりましたように、異常時をあらかじめ幾つか類型して、通報ぶりまでも用意して、それをもとにマスメディアの方と意見交換をして、これだけの情報が書いてあることが必要なんだという担当者の訓練ができたということ、そういうことが例えば重要じゃないか、そういう意味のことをどこかに書いたような気がするんだけど、書いていないかな、どこかほかのところに書いてあるんでしょう。多分それが一番大事だと思うんですね。

それでは、次に3.2学習機会の充実のところについてご意見ありませんか。

どうぞ。

(伊藤委員) この中の一番最後、23ページですね。提言のところになるんですが、やはりこのところにこれ書いてあるのは、余りまともに小中高での基礎的な教育ということが直接は触れられているようには見えないんですが、文科省にしても支援事業、あとはいわゆる学

習機会、これは企業が提供するとかいろいろあると思うんですが、いずれにしても今回、柏崎刈羽で出てきた一つの大きな問題は、原子力というか放射線、放射能に対する基礎的な知識も非常にやはりいまだに十分普及していない。この問題がやはり基本的にあるということを見ると、やはり一般的なそういう知識の普及というものをだれがそういう役割を果たすのかと、これは国が教育という役割が当然あるでしょう。それから企業あるいは施策を実施する行政も、そういうものが円滑に推進するという観点でいわゆる広聴・広報がある、こういう役割は基本的にあると思うんですが、そうすると、例えば小学校、これは2005年ですね、第43回の原子力委員会でこの議論がされているのを議事録を引っ張り出してみると見えるんですが、そのときにもやはり小中高等学校における原子力の基礎知識が必ずしも十分与えられていない。場合によると、例えば社会科あたりで問題にされているような実態もあるというような議論がされているわけですが、そういう状況が一体どうなっているのか。

今、まさに中教審で学習指導要領なんかが見直されようとしている。そういう中で、理科の時間も若干拡充されるという中で、こういう放射線とか放射能の教育というのが改めて学校教育の中でどうあるべきなのか。

それともう一つ、さかのぼって、基本的に小学校でさえ電気とか磁石とか、電磁石とか、あるいは振り子とか、いわゆる重力ですね、こういうものが基本的に教育されるようになっていっている中で、放射線というキーワードが入っていないという指摘もあるわけで、そういう学校教育とそれからいわゆる企業やあるいは行政のいわゆる広報・広聴と、どこでどういう役割分担をするか、それがちゃんとやれているかどうかということを変更して検証する必要があるんじゃないか。これは原子力政策大綱でも学習、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導するということが政策大綱にも入っているというようなことが本当にちゃんとやられていて、それがしかも成果を生んでいるのかどうかということなどをどこかで検証する。この場でやるという話よりも、これは非常に息の長い話なので、どこかでやっぱりちゃんと一遍やっておく必要があるのではないかと、こういう意見です。それをこの提言にどう書くかということになると、ちょっと難しいかなという気がするんですが、いずれにしても、ただ、いただいた意見の中にも基礎教育をちゃんとやるべきじゃないかという意見も出ているということ踏まえると、何らかの議論がこの政策評価部会の中でも必要なのかな。特にこの柏崎刈羽を踏まえると、そういう感じがします。

以上です。

(近藤部会長) 今から議論が違うという提案はさっきから申し上げているようにちょっと受け

付けにくいんですがね。

そういう皆様のご発言をいただいたところを踏まえて、23ページ、本来、既にやられているという認識を各省の取り組みについて17ページ、文科省はこの政策大綱を受けてこういうことをやっていますよと書きつつ、さらに23ページの頭、最初の文章で追加提言をしているわけですね、原子力や放射線量に関する議論が社会において正確な知識に基づいていつでもどこでも何度でも行われることが重要だと。そこで文科省等は、学習できる具体的な場所と書いてあるけれども、教材も入っていると思うんですが、それはともかく、こういうことで伊藤先生がおっしゃったことを書いているつもりなんですがね。つまり、今回の仕切りというか、3カ月にわたる議論を総括するにプラスアルファとして、関係者は既にやっているとせず、いつでもどこでもどこまでも何度でもやるべきことだという認識をもってこういう議論を今後ともやりましょうとして我々が宿題を背負ったわけです。ですから、原子力委員会も課題を背負ったという、そのつもりで書いたんですけども。

(伊藤委員) ですから、私どもそういうことが読み取れるものですから、今そういう言い方になってしまったんですが、もう少し基礎教育の中でちゃんとやるべきではないか。改めて今の柏崎刈羽の事態というのはそういうことを示しているというニュアンスがもう少し出せないものかと、そういうことです。全く議論されていないとか、そういうことを言っているんじゃないくて、おっしゃるとおり、このところに出てくる、私もこれ読み取ったんですが。

(近藤部会長) その根本原因がカリキュラム、指導要領のあり方なのかという分析も必要でしょうから、ここは、そういうことについてきちんと検討する仕組みを持つことが重要であるとしているのです。

(伊藤委員) ただこれはいずれにしても非常に長い話で、これからもやっぱり大事な話なので、どこかでやっぱりちゃんと議論されないと私はいけないんじゃないかと思うんです。

(近藤部会長) そういう議論がなされて大綱ができていて、基本方針が示されているわけですね、それに追加するに何をすべきかを総括して、政策評価作業の結論としては、そういう議論を継続してすることが重要ということでドラフトしてあるのです。

(伊藤委員) とすれば、まさにそういう議論……。

(近藤部会長) この文章では不十分ですかね、ここはカリキュラムにおいて原子力の何をふやせなくてということを提言する場所ですかね。そういうことをしかるべき機関にやっていただけるようにするというのを、我々は目配り、気配りというのが仕事ですから。

(伊藤委員) それにしても原子力の政策に責任を持つところが、今の原子力の教育の状況とい

うか国民の知識の普及の状況についてももう少し発言してもいいんじゃないか。

(近藤部会長) それには政策の実施状況に関してデータベースを持たなくちゃいけないですね、ほかの教科と比較するとかね。だからそういうスタディをして専門家の意見を踏まえて提言することが大事ですよ。それが委員会の仕事です。

(伊藤委員) だからそれを、今足りない、足りているという前に、私も教科書、全部見ているわけでもないし、よくわかりませんが、少なくともそういうこともよく調べた上でどうなっているのかということはどこかできちっとやっついていかないと、ずっと古くから議論をされていて、なお今回のようなことが起こってそういうことが起こる。そこで余りにも広報・広聴、あるいはもっと異常時広報に工夫すべきだとか、通常時広報にあるべきだという、そちらばかりウエートがいくんじゃないかと、基本的なこれだけの科学知識を、我々は今の宇宙環境の中で生活している中で放射線というのはごく当たり前の話なんです、その教育それすらも十分じゃないという議論があるのであれば、それは本当にそうなのか、それが一体どういう結果をもたらしているのかということについての議論はやはりどっかでされなきゃいけない。

(近藤部会長) そういう分析をやることは大切とってきていて、ここでも気を抜くなとっているんです。内閣府と書いてありますが、原子力委員会に対しても。

(伊藤委員) これは活用すること。

(新田委員) 今、伊藤委員からもございましたように、ちょうど学習指導要領を変えようとしているわけですよ。それでエネルギーをきちっと位置づけをしているときですから、ですから今言うべきだと私は思うんです。全く同意見です。

(近藤部会長) どうぞ。

(井川委員) 私は政策大綱のときから反対論者なので、経済もやらなきゃいけない、法律もやらなきゃいけない、子供がそんなことをやっている暇なくて、僕は読み、書き、そろばんで十分だとずっと言っているんで、正しいそういったことも理解する素地があればいいと。

今回の場合も、柏崎を踏まえて、お言葉ではあるんですけども、正しくは、ちょっと全然直せと言っているわけじゃない、ちょっとお時間いただくと、まず何が起きたかという、首相がまず東電はうそついたと言ったと。それから経産大臣も東電はうそついたとどなったと。それから安全・保安院は何をやっているんだ東電と激怒した。新潟県知事はけしからんと怒ったと、お前らうそつきだと怒鳴ったと。柏崎市は怒った。その中でメディアがちゃんとした情報を伝えられるのか。政治のトップの人がみんな、行政のトップから政治のトップ

までみんなけしからんと言っている中で、メディアだけに責任を押しつけているということがちょっとあると思っっているんです、これは側面として。その意味で、漏れた水についても正しいメッセージを速やかに専門家なりどこかから発信があったのかと、これもないです。それは、そこまでできないのに教育をやって何か直るものでも僕はないと思います。そんなことを、学者が直ちにメッセージを発せないものを学校教育で日ごろからやっていたら大丈夫だと僕は思いますなんて小学生がいたら僕はそっちの方が不気味な国だと思うので、そこはやはり程度問題というのがあって、もちろん全否定しているわけじゃない、そういう要素を入れるというのはいいんですけれども、恐らくそれほど僕はエネルギー原子力教育というのは肥大化してほかを圧縮、そういうつもりはないでしょうけれども、そこまでできるのかという、現実的には僕は一定の制約があるのではないかと思う次第で、やはり読み書きそろばんがしっかりできているということが一番大事なんだと僕は思うので、そこはこのくらいの書きぶりでいいんじゃないかと僕は思っっているのですが、すみません、ちょっと異論です、ごめんなさい。

(近藤部会長) どうぞ。

(伊藤委員) 私はその肥大化以前の問題じゃなくて、だからやはり基本的にこれは自然の放射線というものは、我々が地球創造以来、あるもの、生まれてからずっと付き合っっているものという、要するにそういう一般的な自然科学としての知識としてぐらいは持っっていないと、そのもの、PAとか広報とか幾らやってもやっぱり生きてこないところがる。広報やなんかは、それは企業が広報をやる、トヨタが自分の車を売りたいために広報をやるのと同じように、事業者が広報をやるのであれば、それは事業が円滑に進むためという目的のためにやるわけで、しかし一方で、国の施策と、これは国家エネルギー戦略でもあり、原子力政策大綱ととにかくこれだけ大事なものとして位置づけているものに対する基本的な教育あるいは地域の普及というのがないという現状をどこでどう解決するのかという、そういう問題だと思っっています。

(井川委員) それについて申し上げますと、一言言え、この書きぶりの中でデメリットという書き方が僕はよくわからなくて、デメリットは何だというのがイメージできないんですね。それでまずそこは多分もとをわざわざ直した……。

(近藤部会長) これは、もとの方がいい文書なんです。

(井川委員) もとの方がいいと思います。さらに直して多分わけわからなくなった。

それからもう1点は、今のまさに社会的な、多分原子力のエネルギーの教育というのは長

期的にわたるものだと思って、教育指導要領に限定されるものではないんだと思うんです。そうすると、意欲ある国民はもちろん無関心層を含めて何でここに反対派が入っていないのかという意見があって、いや、これ原子力政策大綱をつくるときは、これは直せという意味じゃなくて、近藤先生のご趣味かどうか、反対派まで含めて政策大綱をつくったんですけれども、評価のときは幸か不幸か伴さんも吉岡先生もいないので、これいた方がよかったんじゃないかということも、近藤先生もちょっと体力疲れしちゃったのか、よくわからないですけれども、ここにいろいろなご意見の方もという趣旨であるんだとすれば、賛否含めていろいろな国民各層がというふうにはしてはいかがかと。そういう観点で長期的に議論することによって、教育指導要領にとどまらず、生涯学習的にやるという観点も出てくるのではないかというのが私の意見です。

(近藤部会長) はい。それでは、この基礎情報共有のための学習の機会や場所の提供というのは、いわゆるコンパーソリーな教育と社会教育とがごっちゃになっていますので、少し整理をして、それぞれの役割を踏まえて提言を整理します。

なお、教科書問題について、原子力委員会は、専門家の活動を重視してしまして、原子力学会において行われてきた教科書のレビューを高く評価してきています。それについては定例会議でもヒヤリングし、意見を文科省にお届けしているということも認識しているわけで、そういう一生懸命働いている人がいて既にアクションをとっているということ、これを妥当とした上で、さらに追加して何をするかということ提言しているのもあって、ゼロクリアでこの教育の話をしているわけじゃなこと、これ、既にさきほどお答えしたところですが、改めて申し上げ、ご理解いただきたいと思います。

ほかに。では、3.3の国民参加のところについてご意見をいただきます。どうぞ。

(田中委員) 25ページの⑤が加わったんですが、原子力委員会とはということで書いてあるので、本当にこれはやり切れるのかなということを思ったんですけれども、具体的にどこまでやるかですけれども。いろいろ細かく書いてありますので。

(近藤部会長) これは議論ですね。これをうけての提言は、一番最後、26ページのところに2行書いてあります。原子力委員会には充実に取り組んでいくことに期待しますと書いてあるところがあたります。既に市民参加懇談会等の工夫をしてきているところ、今後とも改良改善を図るべしと、これは大綱の精神です。

一番最後、26ページのところに2行書いてあります。これはここを受けた原子力委員会には期待しますと書いてありますね。だから既に市民参加懇談会等ですから。

(田中委員) このとおりなら結構です。

(近藤部会長) 各委員、いろいろ工夫をしなきゃならないと思っておられると思っておりますのでね。

はい、それでは、3.4国と地方の関係。地方という表現がいいかどうか表題からして気になっているんですけども、いかがでございましょうか。

先ほど辰巳委員から、非立地自治体というか、原子力施設を立地していない自治体との原子力政策に関する対話というものが重要であるということをおっしゃっていただいて、私もそれはどこかに書いたと思ったんですけども思い出せなかったのですが、ここ30ページに書いてありますね、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長とも相互理解する、ここに女性知事という言葉は書きにくいので、これはこれでいいとしまして、3.5に共生に行きましょうか。

37ページのコメントは、某県の決意表明なのに、一般化して、海外に立地地域から発信することが重要だとするのは少しおかしい。私はこれは却下だと思っているんですけどもね。海外と交流するのはいいと思うんですよ、交流はね。

はい、どうぞ。

(井川委員) 僕は賛成で、やっぱり英文とかで、しっかり英語で見られる情報発信をずっとやっぱり続けていくべきで、これは何でこんなことを申し上げているかということ、この制度も多分そうでしょうけれども、世界のインターネットで何か情報を引くとき、英語で書いていない、英語で情報発信していない国というのは大体三等国だと頭の中でイメージとして思っていますよね。英語でしっかりした情報発信をしている国というのは、これはしっかりした国なんだろうと、なぜか印象としては、全くの印象ですけども、しかしながら、これは対外的に見たときは日本が全然英語で情報発信をしていないというのは、これは相当弱いんじゃないかと僕は思うんですね。

(近藤部会長) 地方自治体も世界の注目される場所になれということですか。青森県なり六ヶ所村なり、福井県敦賀市なりに、そういうことを私どもが提言したらどういうことになりましょうかね、青森県は。

(末永委員) ありません。

(井川委員) できればこの文言を踏まえて内閣府が各都道府県、自治体が予算をとるときはぜひバックアップしてあげていただきたいと。

(近藤部会長) 入れ込みですね。うーん、確かに地域振興活動の一環に位置づけられますから、

残しておきます。でも、これって、根拠となる議論が必要ですね。この提言の根拠は。これは根拠なしかな。今の井川委員の発言を議論として書き込みますか。地域振興の観点から効果的であり、また、その有無で三等自治体か一等自治体の差がつくと。

(井川委員) いや、日本政府。

(近藤部会長) わかりました。日本政府の国際化政策とも整合するとしますか。いずれもしてどこかの中に意見として書いてくださいね。それじゃあここはそういうことで。

まとめいきます。4章まとめですが、39ページのただし書きは要らないと思います。政策大綱にちゃんと書いてあるわけですし、それなのにこの部分だけが変更あるべしとなるような書き方というのは。これは却下したいと思っているんですけども。

はい。

(井川委員) 全く賛成で、これ先ほどから何度見てもすごくすさまじく違和感があるし、留意が必要ですよという無責任な書きぶりも申しわけないんですけども、何じゃという感じで、先ほど申し上げたように、メディアももちろん無罪とは言いませんけれども、メディアだけではないようなという感じがするので、ここはどうかなという気がします。

先ほど申し上げた要するに各セクション、各セクターでいろいろ課題はあるんでしょうけれども、そこを書くのは結構やっぱり首相に反省せよと書くのもなかなか厳しいものがあるので、議論も残っちゃうのかな。ただ、要するに皆さんで問題は共有するというところまでは書いてもいいんでしょうけれども、それ以上はちょっとなかなか書きぶりが難しいところでして、どこまで反映させられるかも考えるとこの程度でいいのではないかと私は思います。

(近藤部会長) 先日、福田首相が今の安全行政について、国民の目線に立って見直せというご発言、非常に私は共感を覚えたところです。この発言では原子力安全行政には言及されていなかったのですが、安全行政がフラット、国民と対等な立場での目線に立つというのは極めて重要であり、この際、原子力安全行政ももう一度立っている場所を見直すと。異常時広報のところは、その思いを書いてあるつもりなんだけれども、もっと何とかしないと。さっきちょっと申し上げた具体的な例を用意して検討するというところもあるかもしれませんね。

それからついでにもう一言言えば、国際社会の常識やIAEAレポートでのこの間の原子力安全条約に関するレビューでも今非常に言われていますのは、安全にかかわるリーダーシップとマネジメントの重要性ということ、先ほど井川委員のおっしゃったことはそのことに対応したことをおっしゃっておりまして、そういう意味でそういう表現も入れるべきではと思った次第です。

松田委員。

(松田委員) 井川さんと同じところについてですが、まとめのこの赤で入ってきた文書というのは、私は大事だと思っています。1. 広聴広報のまとめのところの②、③、④、⑤という具体的な施策を受けての記述ととらえると、私はここは今回の政策評価の中で非常に大きな柱になると思っているんですけども。

(近藤部会長) ただここは、先ほど申しあげました要するにここは政策大綱、全体のまとめですから、政策大綱との関係において今回何がわかったかと。政策大綱で言っていることについて基本的にそれを変更することなしということを行っているので、その赤字の部分はマイナーというか提言に入れるべきことだと思う仕上げたつもりです。

(井川委員) マイナーという観点もあるでしょう、マイナーだとは思わないですけども、ちょっとご異論があるんですけども、ただ、下の段落と意味が不明になるんですよ。お読みになったらわかるんですけども。以上のことから、政策大綱に示されているとおりだと判断しましたと評価しておいて、その前に問題があると書いているとつながりもめちゃくちゃ悪くてという感じが。

(松田委員) そうですね。

(近藤部会長) これは異常時の問題については、既に政策大綱にちゃんと書いてある。これはだけれども今回は繰り返しになりますけれども、やはりさっき言った異常時についての専門家と市民のパーセプションギャップということ、そこに政治が絡んでいるということが実は大きな問題なんですけれども、そこはやっぱり実際に異常を経験してみても、コンデンションですけども、地震を経験してみても初めてわかったことではあるんですけども、そこは大事だと思うんだけど、それは基本的方針の実施段階において留意すべき重要点ではあるのです、そこで、それはまとめの総論のかがみに書くことではなく、いくつか得られた留意すべき重要点の一つだから、そのように整理するべきということを申しあげたのです。

(松田委員) わかりました。

(近藤部会長) なお、提言として黒字で書いてある文章ですが、もうちょっとめりはりのある文章を書かなきゃいかんと思って考えて案を今朝送ったんで多分時間切れで反映していただいていないですが、ここは実はひとり歩きする可能性もある文書なので、最後十分見直したいと思います。ですから、修正等思い切ったご意見もかまいません。

どうぞ。

(井川委員) 先ほどちらっと申しあげたんですけども、この政策評価においては、やはり

各層の意見を聞いて評価するという観点が多分必要で、これは直さなくてもいいんですけども、今後、事務局に留意していただいても恐らく国民各層の議論を高めるという意味では、工夫の余地はあるかなということだけ。

(近藤部会長) ありがとうございます。視野狭窄症に陥るのが一番恐ろしいことです。やっぱりお前はあほだったと言っていたでもいいし、あそこでもう少し頑張ればよかったなという反省をお聞かせいただいてもいいし、とにかく、いろいろな方のご批判をいただくことが重要というふうに考えていますし、そのつもりで委員をお願いしたつもりでございますが、今後も続く作業ですので、ご提案というかご注意は受けとめたいと思います。

はい、どうぞ、田中委員。

(田中委員) 井川さんが各層と言ったんですけれども、各層というのはどの層かなって。

実はこの部会が始まったときは、実際に原子力を立地しているところがみんな満足してはないなと。現状はいろいろご不満があるな、そこを何とかしていかないといけない。立地の現地をちゃんと踏まえないといけないなという視点があったと思うんですが、中越沖地震が起こって、少しこの報告書がそっちに提言が流れていることがあるんですが、もう一度、別にどこをどう直せばいいということじゃないんですが、やっぱりこの評価をした結果としてはそのところに、やっぱりそこをはずさないようにするべきなんじゃないかなという感想を述べたいと思います。

(近藤部会長) ずっと悩んでいますのは、プラスアルファの部分を提言に書いているところ、こうすると大綱にある基本的考え方が見えなくなってしまうこのまとめ方の問題点です。

ご指摘のように、提言はどうしても地震に引っ張られているのですが、それは新しい経験ですから、新しい政策提言のもとになるのは当然です。予算の評価書では律儀に大綱の流れに則って取り組まれている政策を列挙したので、新しいこととところを得ているように見えるものになっていたのですがね。そういう工夫もあるのかなと思い始めています。今回は、非常に粗っぽく粗々で各省の取り組みを書いてあるんですけども、まとめのところにはない。だから画竜点睛を書くことになっているのかもしれませんがね。しかし、もうやめましよう、今日は、この愚痴、3度目ですね、

はい、どうぞ。

(伊藤委員) 私も初めてこの政策評価をやらせてもらったわけですが、やっぱり原子力政策、この政策大綱に書いてあることを、それがいいかどうかというのは事後評価だと、こういうことなんですけど、結局それをやるためには、その大綱に示した政策を実際にやっているところ

ろが具体的に何をやり、それが大綱の目指す方向にちゃんと向いているねということ、それとそれからひょっとして大綱の目指している方向にひょっとして無理があるんじゃないか、それは直さなきゃいけない。あるいは前提となっている条件が変わったがゆえに何かを変えなきゃいけないというようなこともある。多分こういうことを私たちは把握して、そして適宜それを大綱にまた反映して自己評価をします。したがって、やはり何だかんだいっても基本は何がやられているか、それがどういう結果を生みつつあり、あるいはどういう状況にあるのか、ここをやはり基本的によく把握するということが非常に大事という意味で、そういうふうに見ると、もう少し時間とか、これはもう少し多い方が、議論する時間がですね、その意味での、ということは、進める上では、あるいは今回、割と30分とか40分とか、そういう時間内でやってきたと思うんですけども、もう少しやった方がいいかなという感じを持ちますし、その辺のところをどうやったかということをやったりもう少しこの中にも具体的に何をどう評価したのかということころは、もう少し書くことが、我々がどういうふう判断して、こういうことで妥当としたかということころが見えるかなと、そんな感想を持っています。今後、他の部分の評価をするときにという話。

(近藤部会長) はい、どうぞ。

(新田委員) 私も感想を言いたいんですけども、上から見たということは、政策者の方から見てああだこうだとあるんですけども、実際、立地地域が今までも何年も何年もそこに発電所があって、それで立地された側が一体その結果どうだったんだろうかという、そういう評価が出なかったんですね。そういうところから、あくまで東京にいて、東京から見たような評価であって、実際の立地県から見たときに、確かにここの生活水準が上がったとか、あるいは教育レベルが上がったとかと、一番最初に申し上げたんですけども、そういうところがうまく出ればよかったなという印象があります。意見になっていませんけれども。

(近藤部会長) それは大事なお話でして、まさに福島県がやった作業とか茨城県がそういうスタイルをやった、レポートもたくさんあるわけではないけれども、幾つか原子力技術って何だったんだろうかという総括が、報告書ではなされているんですね。それをここでご紹介いただくということもあったのかなというふうには思います。でも、松山で開催したご意見を聞く会では、地震の話が多かったけれども、立地地域でないと聞けないご意見と感想をお聞きできたようにも思います。

この評価という作業をするときには、最初にファクトファインディングが並ぶわけですけども、どういうことがわかったかと、ヒアリングしたりなんかして。そのファインディ

ングがない、いきなり議論が書いてあるんですね。議論のところにファクトファインディングも入っている、だから、いいことをやっているんじゃないかというご発言も、皆さんがヒアリングした結果として、これはいいことであると、ちゃんとやっているというご発言をいただいたらそれもここに書くべきであるのご発言いただくべきだった。書いてあるつもりではあるのですが、あるいはそういう声をこなし切れていないのかもしれないかもしれませんが。井川委員が言われたことにも関係するのかもしれませんが、あるいは、皆さん、余りにもこの原子力を知り過ぎていて、そういう発言に敏感に反応されなかったのではないかという気もちょっと若干しています。

その結果として、各省庁のやっていることについて適切であるとかないとかという採点表についても、あうんの呼吸でできてしまっているとすれば、それはよろしくない、公開してやっているんだけど、議論の透明性に若干問題が生じるからです。そのところ、最初から、新田さんあたりにがんがん言っていただくと、というか、いつていただける雰囲気作りができなかった私の責任と、今、反省しています。ありがとうございました。

他に、よろしゅうございますか。それでは、今日いただきましたご意見を踏まえて、これをもう一度精査しまして、最終案をまとめて皆さんにお送りしますが、取り扱いは座長にご一任いただければと思います。できるだけ皆様のご意見を反映した案をつくりたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、とりあえずこのテーマに関する政策評価部会は終わりとさせていただきます。いま申し上げました作業を行い、皆様に回覧した後ですから、来週あるいは再来週になるか、原子力委員会にご報告して、そこで原子力委員会としての見解を用意していただきます。

最後に、今後の予定ですが、この部会は次には放射線廃棄物の処理処分の問題を取り上げることを考えておりますところ、既にお話し申し上げておりますように、各領域ごとに担当する専門委員を選任して評価を進めることにしてございます。したがって、皆様にはここまでこのテーマにつきまして専門委員としてご多用中のところ時間を割いて審議に参加していただきましたことについて、心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、この領域の政策評価に係るこの部会、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。